

(別 紙) 食品衛生法に基づく添加物の表示等について (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
1 制度の概要 (1) 食品に係る表示について ア <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令</u> (以下「府令」という。) <u>第1条第1項</u>に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨 (以下「物質名」という。) を表示するものであること。 なお、物質名の表示は、規則別表第1に掲げる添加物 (<u>府令別表第2</u>に掲げるものを除く。) については、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。 イ <u>府令別表第3</u>の中欄に掲げる目的で使用される添加物を含む食品については、物質名及び当該添加物を同表下欄に掲げる物として含む旨 (以下「用途名」という。) を表示するものであること。 ウ 一般に広く使用されている名称 (以下「簡略名」という。) を有する添加物については、簡略名をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 エ <u>府令別表第5</u>の上欄に掲げる目的で使用される添加物は、下欄に掲げる名称 (以下「一括名」という。) をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 オ <u>府令別表第3</u>の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「色」の文字を含む場合には、用途名表示は省略できるものであること。 カ <u>府令別表第3</u>の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。 キ <u>府令第1条第1項第11号ハ</u>に掲げる<u>あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご</u>にあつては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、<u>イマザリルまたはフルジオキシニル</u>を含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。 (2) 添加物及びその製剤に係る表示について ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物 (<u>府令別表第2</u>に掲げるものを除く。) にあつては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものであること。その他の添加物にあつては、科学的に適切な名称をもって表示すること。 イ～オ (略) 2 運用上の留意事項 (1) 食品に係る表示について ① 物質名表示関係 (略) ② 用途名表示関係 ア 規則別表第1に掲げる添加物のうち、<u>府令別表第3</u>の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙3に例示したこと。	1 制度の概要 (1) 食品に係る表示について ア <u>規則別表第3</u>に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨 (以下「物質名」という。) を表示するものであること。 なお、物質名の表示は、規則別表第1に掲げる添加物 (<u>規則別表第4</u>に掲げるものを除く。) については、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。 イ <u>規則別表第5</u>の中欄に掲げる目的で使用される添加物を含む食品については、物質名及び当該添加物を同表下欄に掲げる物として含む旨 (以下「用途名」という。) を表示するものであること。 ウ 一般に広く使用されている名称 (以下「簡略名」という。) を有する添加物については、簡略名をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 エ <u>規則別表第8</u>の上欄に掲げる目的で使用される添加物は、下欄に掲げる名称 (以下「一括名」という。) をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 オ <u>規則別表第5</u>の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「色」の文字を含む場合には、用途名表示は省略できるものであること。 カ <u>規則別表第5</u>の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。 キ <u>別表第3の11のハ</u>に掲げるかんきつ類及びバナナにあつては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾールまたはイマザリルを含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。 (2) 添加物及びその製剤に係る表示について ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物 (<u>規則別表第4</u>に掲げるものを除く。) にあつては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものであること。その他の添加物にあつては、科学的に適切な名称をもって表示すること。 イ～オ (略) 2 運用上の留意事項 (1) 食品に係る表示について ① 物質名表示関係 (略) ② 用途名表示関係 ア 規則別表第1に掲げる添加物のうち、<u>規則別表第5</u>の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙3に例示したこと。

また、規則別表第 1 に掲げる添加物以外の添加物にあって、<u>府令別表第 3</u> の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添 1 及び別添 3 の用途の項に掲げるものであること。 なお、上記以外のものであっても、<u>府令別表第 3</u> の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。 イ 当該添加物の使用において、<u>府令別表第 3</u> の中欄に掲げるもののうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。 ウ <u>府令別表第 3</u> の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。 ③ その他 ア～オ （略） カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については、昭和46年 3 月17日環食化第223号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和50年 7 月25日環食化第32号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和52年 5 月 2 日環食化第28号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和53年 8 月30日環食化第36号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成 4 年11月 6 日衛化第80号により、<u>フルジオキシニルを使用したあんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごについては平成23年 8 月31日消食表第370号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。</u> （ 2 ） ～ （ 3 ） （略） 別紙 1 ～ 2 （略） 別紙 3 規則別表第 1 に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示			また、規則別表第 1 に掲げる添加物以外の添加物にあって、<u>規則別表第 5</u> の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添 1 及び別添 3 の用途の項に掲げるものであること。 なお、上記以外のものであっても、<u>規則別表第 5</u> の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。 イ 当該添加物の使用において、<u>規則別表第 5</u> の中欄に掲げるもののうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。 ウ <u>規則別表第 5</u> の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。 ③ その他 ア～オ （略） カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については、昭和46年 3 月17日環食化第223号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和50年 7 月25日環食化第32号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和52年 5 月 2 日環食化第28号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和53年 8 月30日環食化第36号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成 4 年11月 6 日衛化第80号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。 （ 2 ） ～ （ 3 ） （略） 別紙 1 ～ 2 （略） 別紙 3 規則別表第 1 に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示		
1 ～ 7 （略）			1 ～ 7 （略）		
8	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル <u>フルジオキシニル</u>	8	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル

別紙 4 1 ～ 12 （略） 13 <u>水素イオン濃度調整剤</u> （ 1 ） 定義 食品を適切な pH 領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし，中華 麺類にかんすいの目的で使用される場合を除く。 （ 2 ） 一括名 <u>水素イオン濃度調整剤又は pH 調整剤</u> （ 3 ） 添加物の範囲 以下の添加物を <u>水素イオン濃度調整剤</u>としての目的で使用する場合。 （以下略） 14 （略） 別紙 5 （略）	別紙 4 1 ～ 12 （略） 13 <u>pH 調整剤</u> （ 1 ） 定義 食品を適切な pH 領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし，中華 麺類にかんすいの目的で使用される場合を除く。 （ 2 ） 一括名 pH 調整剤 （ 3 ） 添加物の範囲 以下の添加物を <u>pH 調整剤</u>としての目的で使用する場合。 （以下略） 14 （略） 別紙 5 （略）
--	--